

助成金申請の際に必要な書類

チェックリストを使って、必要な書類をご確認ください。

申立人について	添付書類一覧の該当項目	申立人及び被後見人等、 受給しているもの	その同世帯員 添付書類
☐ 被後見人等本人			
☐ 被後見人等が単身世帯	①	☐ 障害年金	左表のもの +④
☐ 被後見人等に同一世帯員がいる	①・②	☐ 遺族年金	
☐ 申立人（被後見人等と同居の親族）	①・②	☐ 特別児童扶養手当	
☐ 申立人（被後見人等と別居の親族）		☐ その他	
☐ 被後見人等が単身世帯	①・③	☐ 上記の収入はない	左表のもの
☐ 被後見人等に同一世帯員がいる	①・②・③		

添付書類一覧

① 申請する方全員に 必ず提出いただく書類	☐ 後見人等の決定を受けたことが分かる書類 ▶ 確定証明書・登記事項証明書等 ☐ 後見開始等審判の審判書謄本の写し ☐ 申立てに要する費用が分かる書類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象費用</th><th>必要書類（例）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立用収入印紙代</td><td rowspan="3">審判確定後に家庭裁判所から 送付される費用返還通知書の写し</td></tr> <tr> <td>登記用収入印紙代</td></tr> <tr> <td>家庭裁判所提出用郵便切手代</td></tr> <tr> <td>診断書作成料</td><td rowspan="3">切手・書類取得時の領収書</td></tr> <tr> <td>戸籍等取得に係る手数料</td></tr> <tr> <td>親族の意見書作成用郵便切手代</td></tr> <tr> <td>鑑定費用</td><td>保管金提出書の写し</td></tr> </tbody> </table> ☐ 被後見人等の収支状況及び資産状況が分かる書類 ▶ 申立ての際に家庭裁判所に提出する収支予定表、財産目録の写し ▶ 通帳の写し（表紙、通帳を開いた1・2ページ目）▶ 生活保護受給証明書	対象費用	必要書類（例）	申立用収入印紙代	審判確定後に家庭裁判所から 送付される費用返還通知書の写し	登記用収入印紙代	家庭裁判所提出用郵便切手代	診断書作成料	切手・書類取得時の領収書	戸籍等取得に係る手数料	親族の意見書作成用郵便切手代	鑑定費用	保管金提出書の写し
対象費用	必要書類（例）												
申立用収入印紙代	審判確定後に家庭裁判所から 送付される費用返還通知書の写し												
登記用収入印紙代													
家庭裁判所提出用郵便切手代													
診断書作成料	切手・書類取得時の領収書												
戸籍等取得に係る手数料													
親族の意見書作成用郵便切手代													
鑑定費用	保管金提出書の写し												
② 被後見人等と同一世帯の方が いる場合に提出いただく書類	【生活保護を受給している方】 ☐ 世帯全員の生活保護受給証明書 【市民税非課税世帯に属する方】 ☐ 世帯全員が記載された住民票の写し ☐ 世帯全員の非課税証明書 ※収入額が記載された最新年度のもの												
③ 申立人が 被後見人等と別居の場合に 提出いただく書類	【生活保護を受給している方】 ☐ 申立人とその同一世帯全員の生活保護受給証明書 【市民税非課税世帯に属する方】 ☐ 世帯全員が記載された住民票 ☐ 申立人とその同一世帯全員の非課税証明書 ※収入額が記載された最新年度のもの												
④ 該当する収入がある場合に 提出いただく書類	☐ 該当する収入について、受給額がわかる書類 ▶ 給付決定通知書・入金記録のある預金通帳など												

※その他、確認を要する事項について書類の提出を求めることがあります。

申立費用（審判請求費用）助成金の支給申請・お問合せ先

被後見人等が65歳未満の障害者の方：障害福祉課（市役所1階東館） / 076-443-2207

被後見人等が65歳以上の高齢者の方：長寿福祉課（市役所3階東館） / 076-443-2044